

平成 22 年松前町告示第 12 号

松前町町内業者及び準町内業者の認定基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、松前町が指名競争入札及び随意契約で発注する建設工事又は測量・建設コンサルタントその他業務委託若しくは物品等の購入に係る入札参加資格審査において判断基準の一つとする町内業者及び準町内業者の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において「町内業者」とは、町内に契約を締結する事務所として次条に規定する要件を具備する本店又は本社（以下「本店等」という。）を常時有している者をいう。

2 この基準において「準町内業者」とは、町内に契約を締結する事務所として次条に規定する要件を具備する支店、支社又は営業所（以下「支店等」という。）を常時有している者をいう。

(本店等及び支店等の要件)

第 3 条 町内業者等は、本店等及び支店等において、代表者又は代表者から委任を受けた者が、町長と直接的に契約を締結できなければならない。

2 前項に定めるもののほか、本店等及び支店等が具備しなければならない要件は、次のとおりとする。

(1) 共通要件

ア 事業活動を行い得る人的配置及び設備設置等がなされており、事務所としての形態を整えていること。

イ その他臨時的に設置された事務所と認められるものでないこと。

ウ 当該事務所の所在を明示する看板又は表札を表示していること。

(2) 本店等の要件

ア 法人にあつては、松前町内に本店等の法人登記がなされ、松前町において当該法人に係る町税の納税義務を有していること。この場合において、将来発生することが明らかな納税義務を含むものとする。

イ 個人にあつては、前アの規定を準用するものとする。

(3) 建設工事に係る支店等の要件

ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条による許可を有する支店等であり、かつ、松前町内において当該法人に係る町税の納税義務を有していること。この場合において、将来発生することが明らかな納税義務を含むものとする。

イ 経營業務の管理責任者及び専任の技術者と常時連絡が取れる体制になっていること。

ウ 個人にあつては、前ア及びイの規定を準用するものとする。

エ 当該事務所の形態が、いわゆる工事事務所又は作業所等でないこと。

(4) 測量・建設コンサルタントその他業務委託及び物品等の購入に係る支店等の要件

ア 法人にあつては、松前町において当該法人に係る町税の納税義務を有していること。この場合において、将来発生することが明らかな納税義務を含むものとする。

イ 個人にあつては、前アの規定を準用するものとする。

ウ 当該事務所の形態が、いわゆる作業所等でないこと。

(申請)

第4条 町内業者等の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町内及び準町内業者認定申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に別表に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 町長は、前条の規定により申請書の提出があつた場合は、認定の適否について速やかに審査を行うものとする。この場合において、松前町入札参加資格審査申請書提出要領（平成22年10月松前町告示第109号）による入札参加資格審査申請と同時に申請があつたものに係る審査は、松前町入札参加業者資格審査規程（平成23年松前町訓令第19号。以下「審査規程」という。）第3条第6項各号に定める期限までに行うものとする。

2 前項の審査による町内業者等の認定の結果通知は、前条の規定による申請書の提出があつた日から30日以内を目途として行うものとする。ただし、前項後段による審査の場合は、同項後段で定める審査期日から10日以内を目途として行うものとする。

3 審査結果の通知は次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 申請者を町内業者等と認定する場合は、町内・準町内認定業者名簿（別記様式第2号）を松前町ホームページに掲載することにより公表する。

(2) 申請者を町内業者等と認定しない場合は、町内及び準町内業者認定の審査結果通知書（別記様式第3号）を申請者に送付する。

4 認定の有効期間は、認定日から審査規程第4条第3項第1号に規定する定期有効期間の満了日までとする。

(実態調査)

第6条 町長は、第3条の要件等を確認するため、本店等及び支店等の所在並びに事業活動の実態等について、必要に応じ次条の調査を行うものとする。

(調査方法及び項目)

第7条 調査は、次に掲げる事項について原則として予告をせずに行い、必要がある場合は関係書類の提示を求めるとともに、現況について写真撮影その他の方法により記録の保存を行うものとする。

(1) 看板表示の有無

(2) 事務用什器、通信機器及び事務用機器の有無

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業活動の実態を把握するために必要な事項

(4) 建設工事にあつては、建設業法第7条第2号に定める営業所専任技術者の出勤状況

(改善の指示)

第8条 町長は、前条の調査により必要があると認めた場合は、町内業者等に対して不適切な事項について改善の指示を行うものとする。

(入札参加資格停止等)

第9条 町長は、町内業者等が前条の規定による改善の指示に従わない場合又は正当な理由なく調査を拒んだ場合は、松前町競争入札参加資格停止措置要綱（平成23年2月松前町告示第10号）に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 前条の規定により改善を指示された町内業者等は、当該改善が完了するまでの間は入札に参加することができないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年2月8日から施行する。

(町内業者の認定に関する運用基準の廃止)

2 町内業者の認定に関する運用基準（平成16年4月1日施行）は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に町内業者の認定に関する運用基準により入札参加資格審査における町内業者として認定されていた者のうち、この告示の第2条第1項第2号の要件に相当する者は平成22年3月31日までの間は第2条第1項第2号に規定する町内業者とみなし、第2条第1項第1号又は同条第2項の要件に相当する者は、平成22年4月30日までの間はそれぞれ第2条第1項第1号に規定する町内業者又は同条第2項に規定する準町内業者とみなす。それらの者が当該期間内に第4条第1項の規定による町内業者又は準町内業者の認定についての申請若しくは同条第2項の規定による町内業者の認定についての申請をした場合において、当該申請に対し認定又は不認定の決定があるまでの間も同様とする。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度分以前の入札参加資格審査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の松前町町内業者及び準町内業者の認定基準の規定は、平成 30 年度分以降の入札参加資格の認定申請について適用し、平成 30 年度分以前の入札参加資格の認定申請については、なお従前の例による。